

交通安全を制する者は夏を制する！

今年の夏は、旅行やイベントへの参加を考えている方も多いのではないのでしょうか。

遠出やアウトドアをする機会が増えたり、お盆の帰省などで交通量が増えるこの時期に、交通ルールについて「運転者」だけではなく「歩行者」も改めて意識して、安全に楽しく夏を過ごしましょう！！

その1

運転中の“ながらスマホ”は絶対にやめましょう！

- ・カーナビゲーション装置の操作も対象！
- ・令和元年から罰則強化！



※以下をもとに作成

- ・政府広報オンライン『やめよう！運転中の「ながらスマホ」違反すると一発免許も！』
(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201707/2.html>)
- ・「やめよう！運転中のスマートフォン・携帯電話等使用」(警察庁)
(<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/keitai/info.html>)

運転しながらの携帯電話やカーナビゲーション装置の操作は、画面に意識が集中してしまい、前方の安全確認や周囲の危険を発見することができず、歩行者や他の車に衝突するなどの重大な交通事故につながる極めて危険な行為です。

「ちらっと画面を見るくらいなら大丈夫」と思うかもしれませんが、その一瞬の油断が悲惨な交通事故を招いています。

令和4年の携帯電話の使用などによる交通事故件数は1,424件ですが、使用していない場合に比べ、死亡事故率は約2.4倍高くなっています。



運転中にスマホなどを使用しなければならないときは、必ず安全な場所に停車してからにしましょう。
また、自転車運転中や歩行中も通行の妨げにならない安全な場所に移動し、立ち止まって操作しましょう。

携帯電話の使用など	改正前	改正後
保 持	罰 則：50,000円以下の罰金 反則金：6,000円（普通車） 点 数：1点	罰 則：6か月以下の懲役または100,000円以下の罰金 反則金：18,000円（普通車） 点 数：3点
交通の危険	罰 則：3か月以下の懲役または50,000円以下の罰金 反則金：9,000円（普通車） 点 数：2点	罰 則：1年以下の懲役または300,000円以下の罰金 反則金：適用なし（罰則のみ） 点 数：6点（免許停止）

飲酒は、運転に必要な情報処理能力・注意力・判断能力などを低下させ、重大な交通事故を招きます。

自分が飲酒運転をしていなくても、同乗する・アルコールを提供する・車を貸すなどした場合も罰せられます。

警察庁調べによると、令和3年の飲酒運転による交通事故は2,198件ですが、飲酒していない場合に比べ、死亡事故率は約9倍も高くなっています。

ハンドルキーパー運動で飲酒運転を防ぎませんか？

ハンドルキーパー運動とは、自動車で仲間と飲食店に行って飲酒するときに、「お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）」を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒事故を防止する運動です。

ハンドルキーパーがいない場合には、公共交通機関や運転代行などを利用しましょう。



その2

飲酒運転は、絶対ダメ！！

- ・飲んだら乗らない！
乗るなら飲まない！
- ・運転する人に飲ませない！
- ・飲んだ人に運転させない！



※以下をもとに作成

- ・政府広報オンライン『飲酒運転は絶対に「しない！」「させない！』』
(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201312/1.html>)
- ・「道路交通法による処分・厳罰について」警察庁広報用リーフレット（警察庁）
(https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/img/r4insyu_leaflet_ura.pdf)

